

長野県“提案募集型”（歩道橋を除く※）ネーミングライツ・パートナー募集要項

長野県では、提案募集型によるネーミングライツ・パートナーを募集します。

本要項は、法人から提案を募集する“提案募集型”について必要な事項を定めるものです。

なお、県が選定した施設について、ネーミングライツ・パートナーの募集を行う「施設特定型」及び「提案募集型」のうち歩道橋を対象とするものについては、別に募集要項を定めます。

(参考) 現在募集中の「施設特定型」施設
やまびこドーム

希望金額（年額）
300万円

1 募集目的

施設への愛称付与等を通じて、県の自主財源を確保するとともに、施設における県民サービス向上等に資することを目的とします。

2 ネーミングライツの概要

ネーミングライツは、県とネーミングライツ・パートナーとの契約により、県有施設等に愛称等を付与する代わりにネーミングライツ・パートナーから対価を得て、施設等の持続的な運営に資する方法です。

(1) 愛称の付与の範囲

ア 施設などの名称に、企業名、商品名などを冠した愛称を付与し、施設の名称として使用します。県民に親しまれ、かつ施設の設置目的にふさわしい名称（愛称）としてください。

イ 今回募集する名称は、施設の愛称であることから、条例で定める施設の名称の改正は行いません。

ウ 利用者の混乱を避けるため、協定期間内の名称（愛称）の変更はできません。また、新名称（愛称）が定着するまで（概ね1年を予定しています。）、条例上の名称を併記させていただくことがあります。

(2) 募集対象施設

施設特定型に該当しない施設で、庁舎、県立学校等及び歩道橋※を除く不特定多数の県民が利用し、広告効果の見込まれる県有施設を対象とします。今回の募集では、野球場、河川施設（ダム等）を対象として想定していますが、今後、ご提案等を参考に対象の拡大を検討していきます。※歩道橋については別に募集要項を定めます。

(3) 愛称等の付与の対価について

提供いただく対価は命名権料（金銭）ばかりでなく、施設で活用可能な製品等の提供や役務（サービス）の提供などを想定しています。応募いただく皆様の業績向上やイメージアップにも寄与するような提案をお待ちしています。

(4) ネーミングライツ・パートナー特典

ネーミングライツ・パートナーには、ネーミングライツの他に、以下の例に示したような特典の付与を検討します（内容等の詳細は別途協議の上、決定します）。

なお、催し物によっては、その主催者の要請により、特典の内容が一時制限される場合があります。

また、これらの特典について、第三者への譲渡や転貸等はできません。

区 分	内容例
ホール等無償使用	ホール年〇日以内、会議室を年間〇日以内に限り、無償で使用することが可能
展示・広告スペース利用（*）	ネーミングライツ・パートナーの商品等を展示するPRコーナーを利用することが可能

* 展示物（展示ケース含む）等は、ネーミングライツ・パートナーがご用意ください。

(5) 費用負担

区 分	県	ネーミングライツ・パートナー
敷地内外の看板表示の変更（施設看板や道路標識）※1		○ } ※2
契約期間終了後の原状回復		○ }
協定締結後に作成するパンフレット等の印刷物やHPの表示変更	○	

※1 敷地外、道路標識等の表示変更は、県や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行います。また新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議します。

※2 命名権料の他に別途ご負担いただきます。

3 応募資格

「長野県ネーミングライツ・パートナー応募資格要綱」に定める者としてします。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/zaikatsu/kensei/koyu/naminglights/documents/shikakuyoko.pdf>

なお、応募に当たっては、広告代理店を通じての提出も可能ですが、県から広告代理店あてに手数料等係る経費の一切についてお支払いはできません。

4 提案手続き

ご提案される予定の施設が対象となる施設かどうか等の確認が必要なことから、提案書類提出の前に、まずは財産活用課までご相談ください。

(1) 提案方法

(3)に掲げる提出書類を、申込期間中に持参又は郵便書留により郵送してください。

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出書類

- ア 提案募集型ネーミングライツ申請書【様式1】
- イ 応募資格についての確約書【様式2】
- ウ 地域貢献等に対する支援実績及び今後の計画【様式3】
- エ 印鑑証明書
- オ 法人概要及び直近3ヵ年の決算報告
- カ 登記事項証明書（商業登記簿謄本等）
- キ 都道府県税の納税証明書（都道府県税事務所長発行）
- ク 法令等遵守に関する取組状況（任意様式）

※申請内容等に関する協議は、必要に応じ適宜行わせていただきます。

(4) 提案期間

随時。※₁

なお、提案応募があった場合、提案受領日から起算して1か月後※₂に当該施設への募集受付を停止し、審査へと移ります。※₃

※₁ ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

※₂ 1か月後に当たる日が、土曜日、日曜日及び祝日の場合、翌開庁日とします。

※₃ 提案応募があった際には、県HPにて施設名および募集受付停止日を掲載します。

(5) 申込先

〒380-8570 (住所の記載は不要です)

長野県総務部財産活用課 財産企画係 (長野県庁2階)

(6) 質問の受付

“提案募集型”ネーミングライツに関するご質問は、質問票【様式4】により電子メール又はファクシミリで下記問い合わせ先までお送り下さい。

「仕組みをこうしたらもっと参加しやすくなる」といった改善の提案もお待ちしております。お気軽にお問い合わせください。

なお、電子メールでのご質問の際には、法人名・担当者名を明記した返信先を必ず記載してください。回答は、電話、電子メール又はファクシミリで行います。

(7) 留意事項

ア 申込に係る必要な経費は全額提案(申込)者の負担とさせていただきます。

イ 必要に応じ、追加資料の提出をお願いする場合があります。

ウ 提出書類等は返却いたしません。

エ 提出書類等は関係機関に意見を聞く目的でも使用することがあります。

また、長野県情報公開条例に基づき開示することがあります。

5 ネーミングライツ・パートナーの選定方法

(1) 1次審査

事務局(施設所管課及び財産活用課)が対象施設の適合及び提案内容について審査を実施

(2) 選定委員会の設置

施設ごとに選定委員会を設置して優先交渉者※を決定します。

※優先交渉者・・・応募者のうち、ネーミングライツ・パートナーとしての適格があり、かつ県も有利な条件で協定を締結することができるものとして、他の応募者に優先して県が協定に係る交渉をする者をいう。

(3) 優先交渉者の選定基準

優先交渉者の選定に当たっての選定基準は下記のとおりとし、この選定基準に沿った選定委員会審査要領を定め、選定委員会において総合的に審査します。応募者が1者のみの場合も、選定委員会において県のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいかどうか審査し、優先交渉者を決定します。

なお、審査の結果、選定基準の審査項目に著しく低い評価点がある場合は、優先交渉者を選定しないことがあります。

審査区分	審査項目	配点
応募企業の状況	経営の安定性（決算報告）	10
	社会貢献実績、ネーミングライツの取組への熱意 （募集要項様式3「地域貢献等に対する支援実績等」）	20
	法令等遵守（企業における法令等遵守の取組状況）	10
愛称	親しみやすさ、呼びやすさ、施設のイメージに合っているか	10
応募条件	提案内容（募集要項様式1）	20
	応募金額	20
	期間	10
合計点数		100

(3) ネーミングライツ・パートナーの決定、公表

県は、優先交渉者との協議を経て、ネーミングライツ・パートナーを決定し、法人名、施設の新名称（愛称）、命名権料等について公表します。

なお、優先交渉者に選ばれなかった応募については企業名等の公表はしません。

6 協定の締結

県と提案が採用された法人と協議のうえ、ネーミングライツに関する協定を締結します。

なお、協定を締結したネーミングライツ・パートナーは、次回の協定の際に優先的に交渉することができます。その際、応募時の提出書類に準じた資料の提出を求めることがあります。

7 命名権料の使途

施設のサービス向上のために必要な事業の財源（維持・管理費等）とします。

8 協定の解除

ネーミングライツ・パートナーの信用失墜行為等に伴い、施設のイメージが損なわれる恐れが生じた場合、県は協定を解除できることとします。

9 ネーミングライツ・パートナーの公表及び新名称（愛称）の普及

ネーミングライツ・パートナーの決定後、法人名、施設の新名称（愛称）、ネーミングライツ料等について、マスコミ等に公表するとともに、ホームページや広告印刷物などにおいて愛称を積極的に使用します。

10 その他

本要項に規定する命名権に類するもので、本要項により難いと判断されるものについての取扱いは、別に定めることとします。

11 お問い合わせ先

提案募集型ネーミングライツ申請書等の書類をご提出いただく前に、まずは下記へお問い合わせください。

長野県総務部財産活用課

電話：026-235-7083（直通）

ファクシミリ：026-235-7474

Eメール：zaikatsu@pref.nagano.lg.jp